

## 区自治協議会委員推薦会議について

### 1 役 割

- ① 2年に一度の委員改選時における、委員の全体構成の検討及び各号委員候補者の選考
- ② 任期中の委員の辞任等に伴う、補欠委員候補者の検討及び選考
- ③ 委員数が上限に達していない場合の追加委員候補者の検討及び選考
- ④ 選考した団体及び委員候補者の区自治協議会への推薦

### 2 委員構成

- ・第1号委員：6人以内
  - ・第2号及び第3号委員：それぞれ1人以上、計4人以内
- } 合計10人以内

### 3 関係法令

新潟市区自治協議会条例施行規則及び新潟市区自治協議会運営指針によって規定

#### 《新潟市区自治協議会条例施行規則》

(推薦会議)

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

#### 《新潟市区自治協議会運営指針 一部抜粋（P. 16）》

##### ② 推薦会議の構成

推薦会議の構成員は、委員10人以内で組織し、区自治協議会が選任する。なお、構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期と同じとする。

(構成員選任方法の留意点)

ア 区自治協議会が、構成員を決定する。

イ 第1号委員から6人以内を選出し、第2号及び第3号委員からそれぞれ1人以上、計4人以内を選出する。ただし、次期委員改選に当たり公募委員の募集に応じる委員は、推薦会議が委員の推薦手続きを始める前に構成員を辞任するものとする。構成員に欠員が生じた場合、区自治協議会が必要と認めるときは、補欠の構成員を選任するものとする（委員10人以内で組織するため、補充せず、例えば9人で組織してもよい）。

ウ 最終的に推薦結果を区自治協議会に諮るため、区自治協議会の会長及び副会長は構成員の資格があっても除外するものとする。